
栃木県人権施策推進基本計画 (2026~2035) (素案)

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して

＜知事あいさつ掲載予定＞

令和8年3月

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本計画策定の背景	1
2 基本計画策定の趣旨	2
3 基本計画の性格	2
4 基本計画の推進期間	2
5 目標達成のための指標	3
第2章 人権施策の推進に関する基本的事項	4
1 人権教育及び人権啓発	4
○あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	4
(1) 学校における人権教育の推進	4
(2) 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進	5
(3) 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進	5
○特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進	6
2 相談・支援	6
○相談支援体制の充実	6
第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項	7
1 女性	8
2 こども	11
3 高齢者	15

4 障害者	17
5 部落差別（同和問題）	21
6 外国人	23
7 感染症の患者等.....	25
8 犯罪被害者及びその家族	28
9 インターネットによる人権侵害.....	30
10 災害に伴う人権問題	32
11 性的マイノリティの人々	34
12 その他の人権問題.....	35
第4章 計画の推進	38
1 県の推進組織	38
2 国及び市町との連携	38
3 企業・団体等との連携	38
4 計画のフォローアップ	38
用語解説（50音順）	39
人権関係年表	46
参考資料.....	49

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の背景

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する法律の制定や諸制度の整備、人権に関する諸条約の批准など、これまで人権に関する様々な施策を講じてきました。

平成6(1994)年、国連において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたのを受けて、我が国においても平成9(1997)年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。

この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び昭和23(1948)年の国連総会において採択された「世界人権宣言*」などの趣旨に基づき、「人権という普遍的文化*」を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと目標としており、人権教育の推進に当たっては、女性、こども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）、アイヌの人々、外国人、HIV感染者*・ハンセン病*患者等、刑を終えて出所した人などに関する人権課題を設定して、様々な施策に取り組むことされました。

平成12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を施行し、人権教育及び人権啓発の理念や国、地方公共団体、国民それぞれの責務が明らかにされました。また、平成14(2002)年には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、令和7(2025)年には、第一次計画策定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定されました。

本県では、県民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の考え方の趣旨を踏まえるとともに、人権教育・啓発推進法の規定に基づく県計画として、また「栃木県総合計画（とちぎ21世紀プラン）」の部門計画として、平成13(2001)年3月に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。

さらに、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の同和行政の在り方について」調査審議していた栃木県同和対策審議会から、平成13(2001)年10月に出された意見具申において、「人権をめぐる世界的な動き、さらには、人権教育・啓発推進法の成立等を考慮すれば、人権条例制定については是認できる。」との提言がなされたことから、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくこととして、平成15(2003)年に「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権施策の推進に当たって、県としての人権施策の基本方針を定めることとしており、平成17(2005)年3月、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。

そして、平成18(2006)年3月には、この基本方針の規定に基づき、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組方向を明らかにした「栃木県人権施策推進基本計画」を策定しました。これまで、こども、

高齢者、障害者に対する虐待防止や女性、障害者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律が制定されるなど、各人権課題の法整備が進みましたが、女性、こども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）などの人権課題に関する問題は依然として存在しており、加えて、インターネット上の人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した差別・誹謗中傷などが社会問題となつたこと、働く人の人権問題、性的マイノリティ*の人々の人権問題など、新たな課題への対応が必要となっています。

2 基本計画策定の趣旨

本県では、平成18(2006)年に基本計画を策定し、平成23(2011)年に改定しました。

そして、平成28(2016)年3月に「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」を策定し、平成28(2016)年度からの10年間を推進期間として、様々な人権施策を総合的に推進してきました。その結果、人権意識の高揚を図ることを目的に実施する各種講演会やイベント、研修会等への参加者数が増加傾向にあるなど、県民の人権に関する関心が高まりを見せてきています。

しかしながら、依然として、児童虐待や配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス）など、生命や身体の安全にかかわる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が生じています。

また、企業の経済活動の拡大等による国際化、スマートフォンの普及等による情報化、加速する少子高齢化などに伴い、複雑化・多様化する課題や新たに顕在化した人権課題への対応が必要となっています。

不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、令和7年度をもって推進期間が終了する「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえて新たな「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)」を策定するものです。

3 基本計画の性格

この基本計画は、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づいて策定した「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に規定されている「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する取組方向を示すものです。

また、栃木県重点戦略及び人権に関する課題ごとの個別計画との整合性を図り、人権施策推進の基本的方向を示しています。

4 基本計画の推進期間

この基本計画の推進期間は、令和8(2026)年度からの10年間とし、必要に応じ、中間年に見直すこととします。

5 目標達成のための指標

人権教育・啓発を推進する上で、計画的に進めることが重要であることから、本計画からは人権施策の推進に係る目標指標を新たに設定しています。

推進指標	平成27年度	令和6年度	令和17年度
基本的人権が尊重されている社会であると思う人の割合	56.7% [※]	56.0% [※]	70%

※ 平成27(2015)年栃木県世論調査

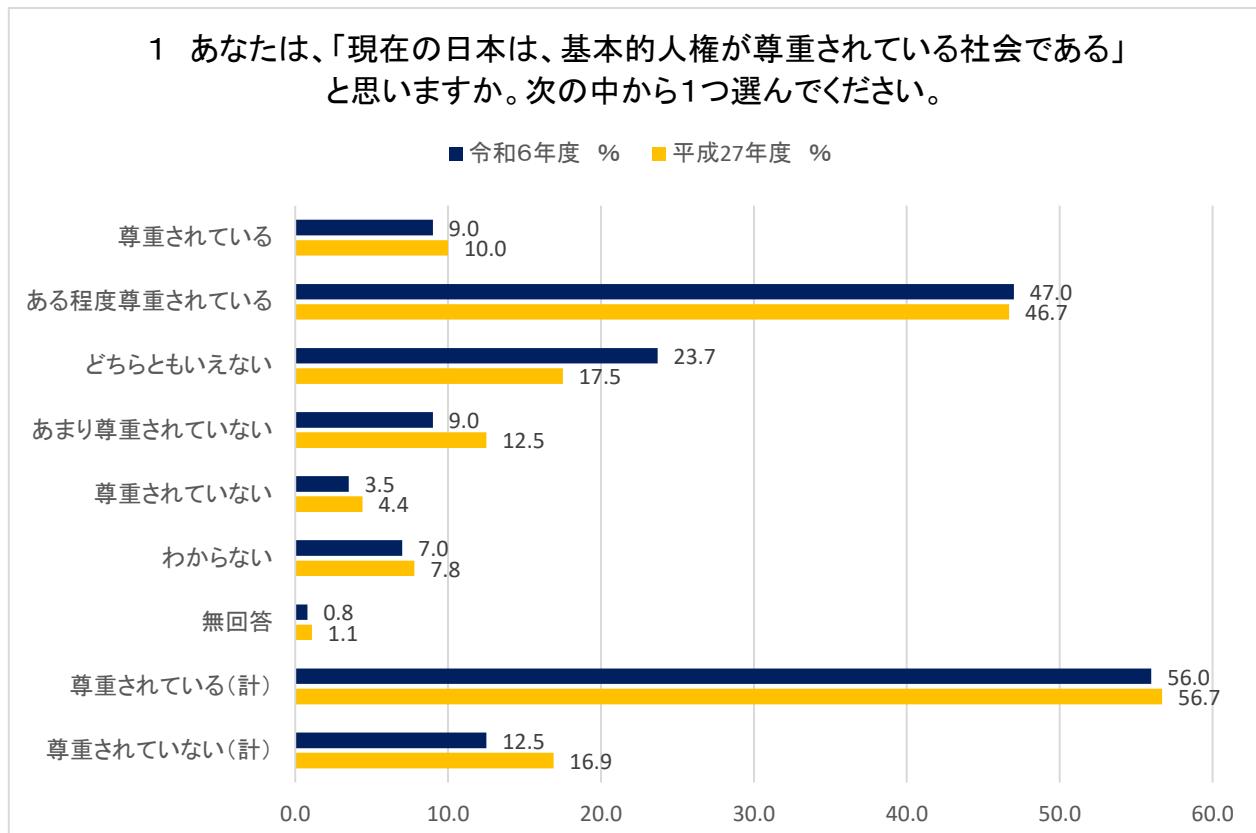
調査対象：満20歳以上の男女個人 標本数2,000人 回収数(率)1,316(65.8%)

※ 令和6(2024)年度栃木県世論調査

調査対象：満18歳以上の男女個人 標本数2,000人 回収数(率)1,271(63.5%)

「県政世論調査平成27年度・令和6年度比較」

【図1】



※ 尊重されている、ある程度尊重されている、を尊重されている(計)と表記。

※ 尊重されていない、あまり尊重されていない、を尊重されていない(計)と表記。

第2章 人権施策の推進に関する基本的事項

この基本計画は、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、

- ◇一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
- ◇誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
- ◇一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、共生できる社会

の実現を目指します。

1 人権教育及び人権啓発

○あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

県民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解とともに、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 学校における人権教育の推進

① 自他を大切にする共生社会の実現に向けた教育の推進

学校においては、児童生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促し、自尊感情や豊かな人間性を育むとともに、各教科等において、様々な人権問題についての正しい理解とその解決に向けた学習を推進します。

また、多様性や包摂性が確保された社会の実現に向けた教育の充実を推進とともに、諸外国の文化を学ぶ機会を充実させ、自国の歴史や文化を尊重する態度を育む教育を推進し、国際化を踏まえた多文化共生への理解促進を図ります。

② 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

人権教育の担い手であるすべての教職員が、人権尊重の理念についての理解と認識を深め人権意識を高めるとともに、実践的な指導力をさらに高めることができるよう、指導者（人権教育主任等）の養成と研修の充実を図ります。

③ 人権に関する学習や啓発の充実

児童生徒の自尊感情及び差別解消を図るための資質・能力の育成に向けた学習内容の充実を図るとともに、教員が様々な人権問題を扱った授業を実践することができる支援の工夫を行います。

また、人権教育に関する学習教材や指導資料等についての研究を進めるとともに、研究指定校等の実践を通して得られた成果や改善策を踏まえた学習内容及び方法の改善・充実を図ります。

(2) 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進

① 生涯にわたる学習機会の提供

人権に関する学習を取り入れた学級・講座を開設したり、ボランティア活動などの体験活動の機会を充実させたりするなど、生涯にわたって人権について学び続けられるよう多様な学習の機会を提供します。

また、地域の実情や参加者のニーズを把握しながら、参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発に取り組みます。

さらに、指導者研修の充実に努め、指導者（市町人権教育担当者等）の養成と資質の向上を図ります。

② 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域は、他人を思いやる心や生命を尊重する心、そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場です。特に、こどもにとっては、基本的な生活習慣やルール、マナーを身に付けるなど、人格を形成する上で極めて大きな役割を果たしています。

家庭や地域においては、大人が日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することなどを自らの姿勢や行動をもって、こどもに示していくことが求められることから、それらの人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

また、子育てや家庭教育に悩む保護者や、いじめ・不登校等に悩むこどもたちが、いつでも気軽に相談できるよう相談体制を充実します。

③ 県民への人権啓発の推進

県民一人ひとりが、主体的に参加し、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるような県民参加型のイベントを実施します。また、身近な話題やSNS上のトラブル等の新たな人権問題、人権上大きな社会問題となった事例等を取り上げた研修を開催するなど内容・手法に工夫を凝らし、県民の興味・関心を喚起する啓発活動を実施します。

そのほか、人権啓発資料の作成・配布やマスメディア、インターネット（SNSや動画配信サイト）等を活用した効果的な広報活動などを推進します。

(3) 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり、経済活動のグローバル化の進行、地球環境問題に対する関心の広がり、人権意識の高まりなどに伴い、企業や団体は社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

このような中で、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、性別等による不当な差別がない働きやすい職場環境づくりや、カスタマーハラスメント*への対応、就職の機会均等を図る公正な採用選考システムの確立のため、人権啓発研修への講師派遣や研修会を通じて、引き続き自主的な教育・啓発活動を支援します。

○特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進

行政職員、教員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係者、マスメディア関係者などの人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分に理解した上で、それぞれの業務に当たる必要があります。

人権教育及び人権啓発の推進に当たっては、これら特定の職業に従事している者に対して、様々な人権課題に関する研修や講演会を実施するほか、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

2 相談・支援

○相談支援体制の充実

人権相談及び被害者の支援については、女性、こども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）、外国人、HIV感染者など個別の人権課題ごとに国や県、市町、各団体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

引き続き、それぞれの相談窓口が機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの構築をより一層進めるなど、相互の連携強化に努めます。

また、人権に関する様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談員等に対する研修の充実や地域で人権に関する支援を行うことができるリーダーの養成にも努めます。

さらに、県のホームページや各種広報媒体を活用し、各相談窓口に関する情報を分かりやすく県民に発信していきます。

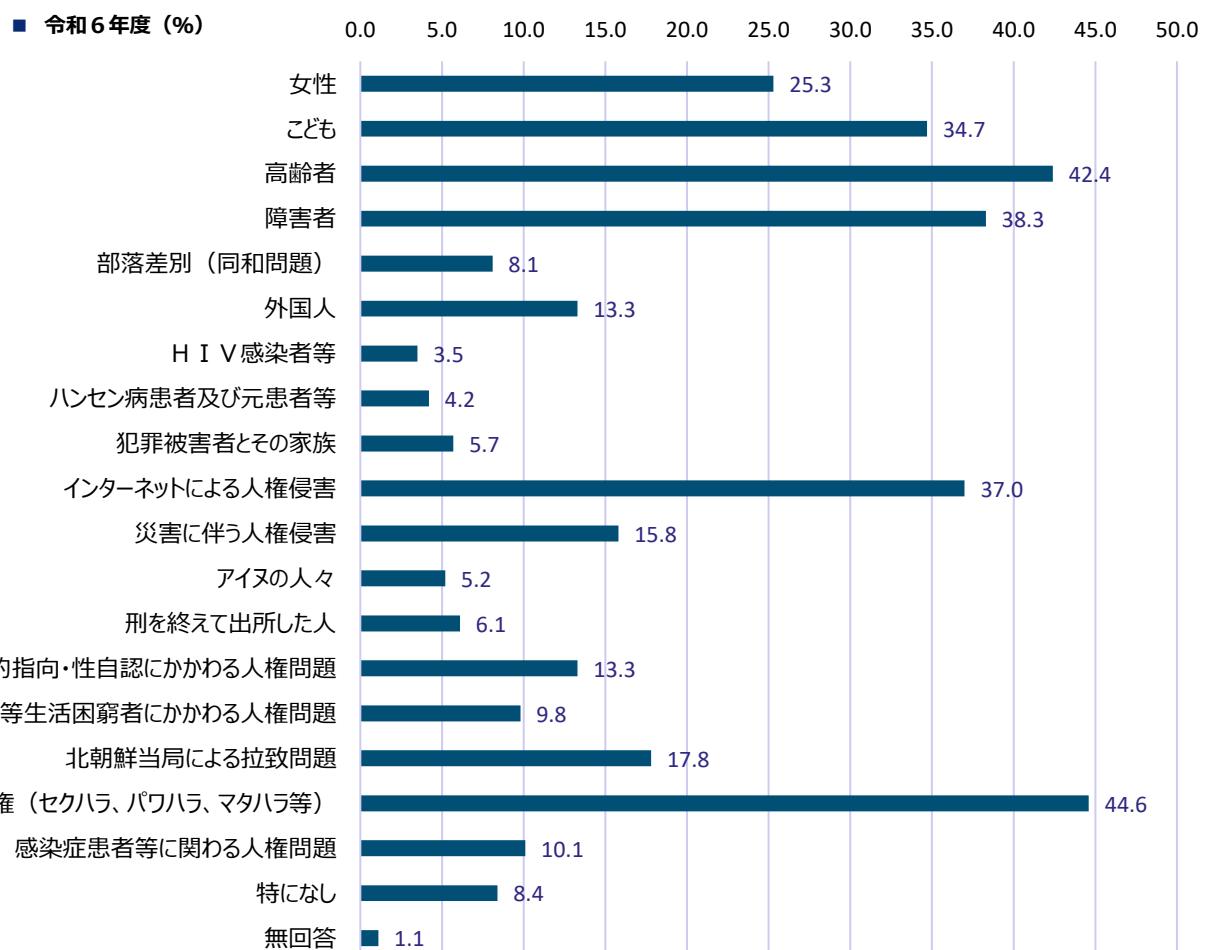
第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

人権施策の推進に当たっては、女性、こども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）、外国人、感染症の患者等、犯罪被害者及びその家族にかかる人権問題や、インターネットによる人権侵害、災害に伴う人権問題、性的マイノリティの人々等を重要課題として位置付け、この基本計画（2026～2035）や人権に関する課題ごとの個別計画等を踏まえて、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

【図2】

2 あなたは、次にあげた人権課題のうち、関心があるものはどれですか。

次の中からいくつでも選んでください。



1 女性

(1) これまでの動向

国際社会の動向

年	動向等
昭和 54(1979)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択
平成 7(1995)年	「第 4 回世界女性会議」で「北京宣言及び行動要領」採択
平成 11(1999)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」の採択
平成 27(2015)年	「持続可能な開発目標(SDGs)」（国連サミット採択）のひとつにジェンダー平等を設定
令和元(2019)年	「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択

国の動向

年	動向等
昭和 61(1986)年	「男女雇用機会均等法」施行
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定 ※平成 17(2005)年、平成 22(2010)年、平成 27(2015)年、令和 2(2020)年、令和 7(2025)年改定
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ※平成 16(2004)年、平成 19(2007)年、平成 25(2013)年、令和元(2019)年改正 (DV対応と児童虐待対応の連携強化)、令和 6(2024)年改正
平成 27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ※令和元(2019)年、令和 4(2022)年、令和 7(2025)年に一部改正
平成 30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ※令和 3(2021)年に一部改正
令和 4(2022)年	「AV 出演被害防止・救済法」施行
令和 6(2024)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

県の動向

年	動向等
平成 13(2001)年	「とちぎ男女共同参画プラン」策定 ※平成 18(2006)年、平成 23(2011)年、平成 28(2016)年、令和 3(2021)年、令和 8(2026)年改定
平成 15(2003)年	「栃木県男女共同参画推進条例」施行
平成 17(2005)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ※平成 20(2008)年、平成 24(2012)年、平成 29(2017)年、令和 4(2022)年改定
平成 28(2016)年	「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定 ※令和 3(2021)年改定
令和 6(2024)年	「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定

（2）現状と課題

法律や制度上は、女性の人権を守る様々な取組が行われていますが、現実には、雇用における男女差別や女性の育児・介護負担、D V、デートD V*、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）やマタニティハラスメント（マタハラ）など女性の人権に関する様々な問題が存在しています。

また、長年にわたり形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、性別によるアンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）が、進路選択や就業など様々なライフスタイルに影響を与えるとともに、性別による差別等を生じさせる要因の一つになっていることから、これらの意識の解消に向けた取組の一層の推進が必要です。

女性に対するあらゆる暴力が根絶され、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、性別による差別がなく、男女が平等でお互いの人権が尊重される男女共同参画社会の実現が求められています。

（3）施策の基本方向

① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

ア 固定的な性別役割分担意識の解消

性別による固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画への理解を深めるため、広報誌、マスメディア、インターネットなど多様な広報媒体の活用や、研修会や講演会の開催など様々な機会を通じて、啓発活動を推進します。

児童生徒が、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことがないよう男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図ります。また、男女共同参画の重要性について教職員に対しても理解を一層促進するため、研修等を充実するほか、男女共同参画の視点に立った学校運営更なる推進を図ります。

イ あらゆる分野の意思決定層への女性の参画拡大

男女が等しく、政治・経済、地域社会、教育・学術研究、災害対策などのあらゆる分野で活躍できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性のチャレンジ支援、地域活動等における女性人材の育成などに取り組みます。

ウ 働く場における男女共同参画の推進

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるよう、トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を推進します。

② 男女の人権の尊重

ア 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発

様々な機会を捉えて、配偶者等からの暴力（D V・デートD V）、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力を根絶するための教育及び啓発活動を推進します。また、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を進めます。

関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次的被害を防止するための研修を実施します。

若年層を対象とした性暴力等による被害防止のため、学生や生徒を対象としたデートD V、S N Sを媒介してのトラブル、アダルトビデオ出演被害・J Kビジネス問題*などに関する出張セミナーの実施等により啓発を推進します。

イ 相談支援体制の充実等

県の女性相談支援センター*及び配偶者暴力相談支援センター*である「とちぎ男女共同参画センター」を中心に、DVや性被害、生活困窮などの困難な問題を抱える女性やDV被害者の相談、一時保護などを行うとともに、一時保護解除後の自立支援やアフターケアに取り組みます。地域生活への定着支援、DV被害者を支援するための関係機関や民間団体とのネットワーク強化、女性への暴力を考える講座の開催、相談等に関わる職員等に対する専門的な研修の開催など、困難な問題を抱える女性を支援するための各種取組を行います。

特に困難な問題を抱える若年女性は、行政機関への相談はハードルが高いなどの理由から支援につながりにくい場合があるため、気軽に相談できるよう、LINEによる相談窓口を運用するほか、県と民間団体の連携を強化し、民間団体が運営する一時的な居場所の提供や、ステップハウスでの中長期支援など、支援の継続性を保てるよう努めます。

また、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントや性犯罪、売買春、ストーカー行為等について、関係機関との連携を図りながら防止対策を推進するとともに、被害者に対する相談体制を充実します。

市町や警察、民間支援団体に加え、児童相談所や要保護児童対策地域協議会*とも連携を強化し、DVと児童虐待が併存する事案に適切な支援を行います。

ウ 性の尊重

男女が互いを尊重し合うため、それぞれが互いの性に関して正しい知識を持つことができるよう発達段階に応じた教育・啓発を行います。また、女性の生涯を通じた健康保持や性を尊重する県民意識の醸成に努めます。

2 こども

(1) これまでの動向

国際社会の動向

年	動向等
平成元(1989)年	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」採択 ※「児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記（日本は平成6(1994)年に批准）

国の動向

年	動向等
昭和22(1947)年	「教育基本法」施行
昭和23(1948)年	「児童福祉法」施行 ※平成9(1997)年大幅な改定
昭和26(1951)年	「児童憲章*」制定
平成6(1994)年	「子育て支援のための施策の基本的方向（エンゼルプラン）」策定
平成11(1999)年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」制定
平成12(2000)年	「児童虐待の防止等に関する法律」施行
平成15(2003)年	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）施行
平成21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成22(2010)年	「子ども・若者育成支援推進法」施行 ※令和6(2024)年改正
平成24(2012)年	「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」等）」施行
平成25(2013)年	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26(2014)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
令和5(2023)年	「こども基本法」施行

県の動向

年	動向等
昭和52(1977)年	「栃木県青少年健全育成条例」施行
平成13(2001)年	「とちぎ青少年プラン」策定 ※平成18(2006)年、平成23(2011)年、平成28(2016)年、令和3(2021)年改定
	「とちぎ子どもプラン」策定
平成22(2010)年	「とちぎの子ども育成憲章」制定
平成26(2014)年	「栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例」施行
	「栃木県いじめ問題対策委員会条例」施行 「栃木県いじめ再調査委員会条例」施行
平成27(2015)年	「とちぎ子ども・子育て支援プラン」策定 ※令和2(2020)年改定
平成31(2019)年	「とちぎの子ども・子育て支援条例」施行
令和5(2023)年	「栃木県ケアラー支援条例」施行
令和6(2024)年	「栃木県ケアラー支援推進計画」策定
令和7(2025)年	「栃木県こどもまんか推進プラン」策定

（2）現状と課題

法律や制度の充実は図られてきましたが、家庭や地域社会では、こどもが巻き込まれる事件やこどもに対する虐待等が後を絶ちません。また、学校では、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるいじめ、暴力行為、不登校、体罰等が依然として憂慮すべき状況にあります。

また、青少年に関しては、ニートやひきこもり、不登校などこどもたちの抱える問題が一層複雑かつ深刻化していることに加え、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の急速な普及に伴うSNSに起因した犯罪被害やトラブルの増加、不登校やひきこもりなど、こどもたちの抱える困難は、依然として深刻な状況にあります。好ましくない情報にも容易に接することができるようになるなど、こどもを取り巻く社会環境の悪化が憂慮されています。

こどもにも大人と同様に基本的人権が保障されています。さらに、大人以上に人権を侵害されやすいこどもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。大人たちが、未来を担うこどもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

（3）施策の基本方向

① こどもの人権の尊重

ア 県民意識の醸成

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念が実現されるよう、こどもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する啓発資料の作成・配布など、こどもの人権尊重に関する県民意識の醸成のための啓発活動を推進します。

また、「とちぎの子ども育成憲章」の普及資料の作成・配布など、県民へのさらなる周知を図るとともに、憲章の理念が実践につながるよう県民意識の醸成のための普及啓発活動を推進します。

イ 「心の教育」の推進

勤労体験やボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動、高齢者・障害者等との交流活動などを通じ、他人を思いやる心、自分や他人の命を重んじる心などを育む「心の教育」を推進します。

② いじめ・暴力、体罰などの問題に関する取組の推進

いじめや暴力などは、こどもの人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、今後ともその防止や解決に向けた取組を一層推進します。

特に、いじめ防止等のために学校の指導体制を一層強化することはもとより、関係機関や団体との連携を図るための組織、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うための組織、学校の重大事態の調査結果について再調査を行うことができる組織を活用し、いじめの防止や発生した事態に適切に対処していきます。

さらに、研修等を通じて教職員の資質や能力の向上を図り、児童・生徒指導体制を充実するとともに、小学校における「学校生活適応支援員*」や小学校、中学校、高等学校への「スクールカウンセラー*」の配置などにより教育相談体制を強化します。

また、各教育事務所に設置している「いじめ・不登校等対策チーム*」が積極的に学校訪問等を行い、学校や児童生徒、保護者等を支援します。

体罰などについては、児童生徒の人権を侵害する行為であることを踏まえ、その未然防止に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図ります。

③ ひきもり対策の推進

ひきもり、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの社会参加や自立に向けた取組を進めていくためには、教育、福祉、医療等の様々な分野の関係機関等が連携し、それぞれの専門性を生かした総合的支援を行う体制が必要であることから、相談支援体制を推進します。

④ 不登校総合対策の推進

ア 不登校の未然防止に向けた取組の充実

全ての児童生徒にとって居心地のよい学校・学級の雰囲気づくりや、教員と児童生徒・保護者の日常的な信頼関係づくりを推進します。

イ 不登校児童生徒への初期対応（早期発見・早期対応）の充実

児童生徒のわずかな変化にいち早く気付くための環境整備や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等に迅速につなぐことのできる体制づくりを推進します。

ウ 不登校児童生徒及び保護者への支援の充実

社会的自立に向け、学校以外の多様な学びの場（学びの多様化学校、校内外の教育支援センター、フリースクール、居場所等）を県全体で理解し、活用を図る仕組みづくりの推進や、子どもの不登校に悩む保護者等への適切な支援の充実を図ります。

⑤ 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止のための体制整備

迅速・的確に児童虐待に対応するため、引き続き児童相談所の体制強化に努めるとともに、職員の専門性の確保及び資質の向上のための研修を充実します。

市町における要保護児童対策地域協議会*の円滑な運営を支援します。また、教育関係機関及び民生委員・児童委員などの連携を強化します。

増加の続く児童虐待の未然防止に向けては、児童虐待防止法に規定される守秘義務に基づく対応が各学校においてとられるよう、研修会の開催やその内容の充実に努めます。

イ 虐待を受けた子どもの自立支援

虐待等により心身に深刻な影響を受けた子どもに対し、心理療法やカウンセリングによる心のケアを充実します。

また、虐待をしてしまう保護者へのカウンセリングを行うなど、家族の再統合を促進します。

⑥ 子育て環境づくりの推進

子育てについての不安や悩みを軽減するため、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなど身近な地域における子育て支援体制を充実するとともに、とちぎ未来クラブによる子育て家庭優待事業など子育て家庭を社会全体で温かく見守り支える意識を醸成して、こどもたちが健やかに成長できる環境の整備を図ります。

⑦ こどもの貧困対策の推進

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖する事がない社会を実現するため、関係機関等と幅広く連携しながら、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の充実を図ります。

⑧ 社会的養育の体制整備

こどもの権利保障の観点から、市町のこども家庭支援体制の強化を進めるとともに、様々な事情により家庭で暮らすことができないこどもについて、家庭と同様の養育環境を提供する里親等への委託を積極的に推進します。

3 高齢者

(1) これまでの動向

国の動向

年	動向等
昭和 38(1963)年	「老人福祉法」施行
昭和 46(1971)年	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行
平成 7(1995)年	「高齢社会対策基本法」施行
平成 8(1996)年	「高齢社会対策大綱」策定
平成 12(2000)年	「介護保険法」施行
平成 18(2006)年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成 24(2012)年	新「高齢社会対策大綱」策定
平成 28(2016)年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成 29(2017)年	「第一期成年後見制度利用促進基本計画」策定
平成 30(2018)年	新「高齢社会対策大綱」策定
令和元(2019)年	「認知症施策推進大綱」策定
令和 4(2022)年	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」策定
令和 5(2023)年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立
令和 6(2024)年	「高齢社会対策大綱」策定 「認知症施策推進基本計画」策定

県の動向

年	動向等
平成 6(1994)年	「栃木県高齢対策推進計画二期計画」策定 ※平成 12(2000)年、平成 15(2003)年、平成 18(2006)年、平成 21(2009)年改定、 平成 24(2012)年「栃木県高齢者支援計画（はづらつプラン 21）」に名称変更の上改定、 平成 27(2015)年、平成 30(2018)年、令和 3(2021)年、令和 6(2024)年改定

(2) 現状と課題

法律や制度の充実が図られてきましたが、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、不動産や預貯金を家族等が無断で名義変更したり、本人の希望する金銭の使用を制限する経済的虐待の問題があります。この他、認知症*高齢者等が悪徳商法や財産管理をめぐるトラブルに巻き込まれるという問題も生じています。

援護を必要とする高齢者を地域全体で支えていく仕組みを確立するとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

(3) 施策の基本方向

① 高齢者の人権の尊重

広く県民に高齢者の福祉についての理解と関心が深まるよう啓発活動を推進します。

また、高齢者は、長年にわたり社会を支え、文化を築いてきた重要な存在であり、「支えが必要な人」というこれまでの高齢者像を変え、知識・経験・技能を培い豊かな能力を持つ人材として捉えていくよう、県民意識の醸成に努めます。

さらに、一部に存在する「老い」に対する偏見を払拭するよう啓発活動を推進します。

学校教育においては、ボランティア活動や高齢者との交流活動などを通じて、高齢者の福祉や人権について理解を深めるとともに、児童生徒に高齢者に対する思いやりの心や尊敬と感謝の気持ちを育みます。

② 高齢者の尊厳の確保

高齢者虐待の早期発見及び早期対応を行う「高齢者虐待防止ネットワーク*」の構築を支援するとともに、認知症高齢者等の権利侵害を防止し、日常生活を支援する「とちぎ権利擁護センター（あすてらす）」が行う「日常生活自立支援事業*」の普及・啓発と事業への支援を行います。

また、判断能力の不十分な認知症高齢者等を保護し、支援するための成年後見制度*について、関係機関と連携しながら的確な対応を図ります。

介護予防のためのマネジメントや住民からの総合相談・支援事業、権利擁護事業、高齢者一人ひとりに応じた包括的・継続的ケアマネジメントなどを担う地域の中核的機関である「地域包括支援センター*」の機能強化を図り、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制を整備します。

判断能力の不十分な認知症高齢者等を保護し、支援するための成年後見制度について、制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携しながら、市町の中核機関設置等への支援を行います。

③ 自立支援と生きがいづくりの推進

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を活かし、可能な限り長く現役として働くことのできる雇用の場を確保するため、65歳までの定年引き上げや継続雇用制度導入の推進についての啓発活動を行います。

また、高齢者が社会を支える重要な担い手として地域社会に貢献するとともに、高齢者自身が生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、社会活動への参加促進に努めます。

④ 高齢者に配慮した生活環境の確保

「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づきバリアフリー*化による生活環境等の整備を進めます。

また、福祉用具や住宅改修の普及、居住環境改善のための相談・助言・情報提供を行い、高齢者にやさしい居住環境の確保を図ります。

4 障害者

(1) これまでの動向

国際社会の動向

年	動向等
昭和 50(1975)年	「障害者の権利に関する宣言」採択
昭和 56(1981)年	「国際障害者年」
昭和 57(1982)年	国連総会で「障害者に関する世界行動計画」の採択
平成 18(2006)年	「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の採択 ※日本は平成 26(2014)年に批准
令和 4(2022)年	国連の障害者権利委員会による第 1 回政府報告対面審査

国の動向

年	動向等
昭和 23(1948)年	「児童福祉法」施行
昭和 25(1950)年	「身体障害者福祉法」施行
	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行
昭和 35(1960)年	「知的障害者福祉法」施行
	「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
昭和 45(1970)年	「障害者基本法」施行 ※平成 23(2011)年改正
平成 5(1993)年	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
平成 12(2000)年	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）制定
平成 14(2002)年	障がい者の資格・免許取得に関して、各種法令の欠格条項を見直す改正法の施行
	「身体障害者補助犬法」施行
平成 17(2005)年	「発達障害者支援法」施行
平成 18(2006)年	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）施行
	「障害者自立支援法」施行
	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）制定
平成 24(2012)年	「改正障害者雇用促進法」施行
平成 25(2013)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）施行
平成 28(2016)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行
令和 6(2024)年	「改正障害者差別解消法」施行 ※行政だけでなく民間を含む全ての事業者の合理的配慮提供の義務化等

県の動向

年	動向等
平成 5(1993)年	「障害者福祉に関する新長期行動計画（とちぎ障害者福祉プラン）」策定 ※平成 15(2003)年、平成 21(2009)年、平成 27(2015)年、令和 3(2021)年、令和 6(2024)年改定
平成 11(1999)年	「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
平成 28(2016)年	「栃木県障害者差別解消推進条例」施行 ※令和 5(2023)年改正 「栃木県障害者差別解消推進委員会」設置
平成 29(2017)年	「栃木県障害者差別対応指針」策定
令和 6(2024)年	「改正栃木県障害者差別解消推進条例」施行

(2) 現状と課題

法律や制度の上の障害福祉サービスの充実や地域で生活するための各種制度の充実、障害者雇用の推進のための取組は進んでいますが、障害者に対する誤解や偏見も依然として存在しています。

また、障害のある人々は、様々な物理的、制度的、文化・情報面、意識上などの障壁（バリア）のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が拒まれている状況があります。さらに、障害者の尊厳や身体、財産を不当に侵害する虐待などの事件も発生しており、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。

(3) 施策の基本方向

① 共生社会の実現

ア 障害及び障害者に対する理解の促進

障害及び障害者に対する理解の促進のため、「障害者週間（12月3日～9日）」の周知・啓発や、各種メディアを活用した普及啓発を行うとともに、障害のある人とない人が触れあう機会としての各種イベントの開催を支援します。

また、学校教育の場や地域社会において、福祉教育や福祉体験、障害者との交流活動等を促進するとともに、障害児・者の家族間の交流などを活発化するため、障害者団体の活動を支援します。

イ 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」及び「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての県民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。

さらに、「障害者差別対応指針」等を活用した啓発活動の実施や相談体制の充実、相談では解決が図れない事業者による不当な差別的取扱いについての「あっせん」等を行います。

また、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、「栃木県障害者差別解消推進委員会」において情報交換や協議を行います。

ウ 権利擁護の促進

障害者の権利を擁護するため、「とちぎ権利擁護センター（あすてらす）」や弁護士会、司法書士会などの司法関係機関や金融機関などとの連携を強化するとともに、日常生活自立支援事業の普及啓発を促進します。

また、一人ひとりの権利を擁護し、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう障害者団体等との連携により成年後見制度の普及啓発を図り、市町の社会福祉協議会の法人後見事業を支援し、制度の利用促進につなげます。

それらの制度を円滑に実施するため、とちぎ権利擁護センターに配置される日常生活自立支援事業専門員や生活支援員に対して研修を実施し資質向上を図るとともに、障害福祉サービス事業所等の支援者に対して成年後見制度の研修を実施します。

また、判断能力の不十分な知的障害、精神上の障害などがある方の権利を擁護し、そのような方が地域の中で自立した生活を送れるよう、成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るため、関係機関と連携しながら、市町の中核機関の設置等への支援を行います。

エ 障害者虐待の防止

障害者虐待の防止のため、障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行うとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、市町障害者虐待防止センターや県に設置した障害者権利擁護センターを中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関との連携協力体制の整備を図ります。

また、市町や障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性の強化を図るとともに、障害者福祉施設従事者等に対し、障害者虐待の未然防止や権利擁護、障害特性に応じた支援に係る資質向上を図るための研修を実施します。

② 障害者が安心して暮らせる環境の確保

障害者の誰もが身近な地域で快適で自立した生活が送れるよう、障害の種別、程度に関わりなく、地域の一員として暮らすことが出来る総合的な支援体制を構築するため、相談支援体制や保健医療体制、様々な障害福祉サービス等の充実を図るとともに、ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進や、暮らしの安全・安心の確保などにより、健やかに安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

③ 障害者の社会参加の促進

障害者が個性や能力を最大限に発揮し、いきいきと自分らしく生活していくため、障害者の日常生活やそれを支える社会基盤が確保された上で、自己実現と生きがいに繋がる活動の場が必要であることから、障害の特性を踏まえた多様な教育機会の確保や収入を得ることができる就労の促進、さらには文化・スポーツ・レクリエーションの活動の推進を図り、障害者一人ひとりが真に輝く生活が送れるように支援します。

④ 特別支援教育*の充実

インクルーシブ教育システム*の推進に向け、障害のある児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

小・中学校や高等学校において、発達障害*を含む障害のある児童生徒への一貫した支援体制を確立させるとともに、障害のある児童生徒の豊かな人間性の形成と地域の人々の障害のある児童生徒に対する理解と認識を深めるように交流及び共同学習を充実させます。

5 部落差別（同和問題）

（1）これまでの動向

国の動向

年	動向等
昭和 40(1965)年	同和対策審議会答申 ※同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題と明記
昭和 44(1969)年	「同和対策事業特別措置法」施行（10年間の時限法（3年間延長）） ※生活環境の改善等の特別対策を実施
昭和 57(1982)年	「地域改善対策特別措置法」施行（5年間の時限法）
昭和 62(1987)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 (地対財特法) 施行 ※ 5年間の時限法（5年間延長）
平成 8(1996)年	地域改善対策協議会意見具申 ※地対財特法を5年間延長。また、特別対策は平成 14(2002)年をもって終了し、以降は人権教育・啓発を中心とした、一般対策に移行することなど、今後の施策の方向性を提示
平成 12(2000)年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ※人権教育・啓発は国及び地方公共団体の責務であると明記
平成 14(2002)年	33年間の特別対策の終了 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ※平成 23(2011)年一部変更
平成 28(2016)年	「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行
令和 7(2025)年	「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」策定

県の動向

年	動向等
平成 13(2001)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について（意見具申）」提出
	「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」策定
	「栃木県人権教育基本方針」決定
平成 15(2003)年	「栃木県人権尊重の社会づくり条例」施行

（2）現状と課題

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分的差別により、国民の一部の人々は長年にわたり、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれてきました。

これらの人々は、明治 4(1871)年の太政官布告第 61 号（解放令・賤民廃止令）により法制度上は平等になりましたが、その後も、同和地区と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職あるいは日常生活において心理的差別や実態的差別を受けることがあります。これが我が国固有の「部落差別（同和問題）」といわれるものです。

平成 28 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）では、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消への国民の理解を深め、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとしています。

また、国が同法第6条に基づき実施した「部落差別の実態に係る調査」結果（令和2(2020)年6月）では、部落差別が不当な差別であるという、国民の正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、引き続き適切に対応していく必要があるとされています。さらに、インターネット上の差別的書き込み等の差別事案は依然として存在しており、的確に対応していく必要があります。

（3）施策の基本方向

① すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進

ア 人権啓発の推進

部落差別（同和問題）は、日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題です。

県民一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくとともに、同和問題を自らの問題として取り組んでいくことができるよう人権啓発を推進します。

各種広報媒体の活用や講演会・研修会を開催するほか、企業・団体等が実施する研修に対しては、資料・情報の提供、講師派遣などの支援を行います。

イ 人権教育の推進

学校教育においては、部落差別（同和問題）を人権教育における重要な人権問題の一つの柱として位置付け、これまでの取組の成果を踏まえながら、学習内容及び方法の改善・充実を図ります。

また、社会教育においては、県民の部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、学習内容及び方法の改善・充実並びに公民館や集会所等の社会教育施設における事業の充実に向けて、研修や資料作成などの支援を行います。

これらの推進については、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえながら、部落差別（同和問題）の解消に向け、引き続き人権教育及び人権啓発を推進するとともに、国、市町及び市が設置している隣保館等と連携しながら、部落差別（同和問題）に関する相談についても適切に対応していきます。

② えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、部落差別（同和問題）の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、「同和は怖い」という誤った意識を植え付けるものです。

えせ同和行為排除のため、広報や情報提供などの啓発に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努めます。

③ インターネット上の差別事案の解消に向けた取組

特定の地域等を対象としたインターネット上の差別事案に対し、国や関係機関等と連携して、適切に対応していきます。

6 外国人

(1) これまでの動向

国際社会の動向

年	動向等
昭和 23(1948)年	「世界人権宣言」採択
昭和 40(1965)年	「人種差別撤廃条約」採択 ※日本は平成 7(1995)年に加入
昭和 41(1966)年	「国際人権規約」採択 ※昭和 51(1976)年発効。日本は昭和 54(1979)年に批准

国の動向

年	動向等
平成 28(2016)年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行
平成 29(2017)年	「外国人技能実習法」に基づく新たな「技能実習制度」開始
平成 30(2018)年	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定
令和元(2019)年	「特定技能制度」開始
令和 4(2022)年	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定
令和 6(2024)年	「技能実習制度」に代わる制度として「育成就労制度」創設

県の動向

年	動向等
平成 13(2001)年	「とちぎ 21 世紀国際化推進プラン」策定
平成 18(2006)年	「とちぎ国際化推進プラン」策定
平成 23(2011)年	「新とちぎ国際化推進プラン」策定
平成 28(2016)年	「とちぎ国際化推進プラン 2016～2020」策定
令和元 (2019) 年	「とちぎ外国人材活用促進協議会*」発足
令和 3(2021)年	「とちぎ国際戦略～世界から選ばれるとちぎ～」策定
令和 7(2025)年	「とちぎ外国人材受入支援センター*」開設
令和 8(2026)年	「次期国際戦略」策定 (策定中)

(2) 現状と課題

近年、我が国では、外国人労働者の需要拡大により、「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」をはじめとする一定の範囲で就労が可能な在留資格を有する外国人が大きく増加しており、また、出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、令和 9(2027)年からは「技能実習」に代わる新制度「育成就労」が導入される予定であることなど、今後も中長期的に暮らす外国人の増加が見込まれています。栃木県でも、外国人住民数は、令和 6(2024)年 12 月末現在、55,762 人となり、県人口に占める割合は 2.9%に達しています（令和元(2019)年 12 月現在では、42,835 人、2.2%であった。）。在県外国人の滞在の長期化、定住化に伴い、日常生活の中での外国人と地域社会との関わりはますます深まっています。

一方で、国内においては、外国人をめぐり、言語や宗教、習慣等の違いから、様々な人権問題が発生しているほか、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなどの問題も起こっています。

こうしたことを背景に、現在、外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会（外国人との共生社会）の実現が求められています。

（3）施策の基本方向

① 外国人の人権の尊重

ア 共生意識の醸成

日本人と外国人が、異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重し合う意識の醸成に努めとともに、共生社会への理解を深めるための機会拡充を図ります。

また、いわゆるヘイトスピーチについては、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせかねないものであることから、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動の解消に向け、積極的な啓発を図ります。

イ 國際感覚豊かな人材の育成

すべての県民が国際理解を深め、国際感覚を養えるよう、各種講座等の開催や国際理解に役立つ情報の提供等を進めます。

また、グローバル化に対応するための学校教育の充実を図ります。

② 在県外国人支援の充実

ア 外国人にもわかりやすい情報提供・発信の促進

各種行政サービスをはじめ生活に必要な情報の多言語による提供等、外国人にも理解しやすい情報提供・発信の促進を図るとともに、公共施設や案内板等の外国語表記を促進します。

イ 相談体制の確保

「とちぎ外国人相談サポートセンター*」において、生活上の困りごと等を抱える外国人住民からの相談に多言語により対応するとともに、相談内容の複雑多様化も踏まえ、関係機関との連携体制の一層の強化を図ります。

ウ 日本語学習の促進

日本人住民との円滑なコミュニケーションに資するよう、外国人住民が地域において日本語を学習することができる機会の拡充を図ります。

エ 外国人の適正就労の推進

不法な就労が行われることのないよう、また、外国人労働者に対する不当な取り扱いがなされることのないよう、関係機関等と連携に努め、事業主に対する啓発を促進します。

また「とちぎ外国人材活用促進協議会」において、県内企業等による外国人材の適切な活用を促進するとともに、外国人材の受け入れに伴う諸課題についての検討や情報を共有します。

さらに、「とちぎ外国人材受入支援センター*」において、県内企業等の外国人材活用に係る相談、人材確保・定着支援、及び国の制度変革に係る理解促進などを総合的に支援します。

7 感染症の患者等

(1) これまでの動向

○ HIV 感染者等

国際社会の動向

年	動向等
昭和 63(1988)年	「世界エイズデー」(12月1日)制定
平成 8(1996)年	「国連合同エイズ計画(UNAIDS)」発足
	「HIV 及びエイズと人権に関するガイドライン」採択
令和 3(2021)年	「世界エイズ戦略 2021～2026」策定

国の動向

年	動向等
平成元(1989)年	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」
平成 11(1999)年	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」策定 ※平成 18(2006)年、平成 24(2012)年、平成 30(2018)年改定

○ 肝炎ウイルス感染者等

国際社会の動向

年	動向等
平成 22(2010)年	「世界肝炎デー」(7月28日)制定

国の動向

年	動向等
平成 22(2010)年	「肝炎対策基本法」施行
平成 23(2011)年	「肝炎対策基本方針」策定 ※平成 28(2016)年、令和 4(2022)年改正
平成 24(2012)年	「日本肝炎デー」(7月28日)制定

○ ハンセン病患者・元患者及びその家族

国の動向

年	動向等
昭和 6(1931)年	「癞予防法」制定 ※全患者を対象とする強制隔離政策の強化・拡大
平成 8(1996)年	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ※隔離政策の終結
平成 13(2001)年	熊本地裁において隔離政策について国の損害賠償責任を認める判決
	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
平成 20(2008)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ※ハンセン病患者であった人々への偏見・差別を解消し、地域社会で良好な生活を送ることができるようとする
令和元(2019)年	熊本地裁においてハンセン病元患者家族への国の損害賠償責任を認める判決
	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
令和 6(2024)年	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※補償金の請求期限が令和 11(2029)年 11月 21 日まで延長

○ 新型インフルエンザ等の感染者等

国の動向

年	動向等
平成 24(2012)年	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行 ※令和 3(2021)年改正
令和 6(2024)年	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定

県の動向

年	動向等
令和 2(2020)年	「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」

(2) 現状と課題

○ HIV 感染者等

エイズ（AIDS・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染によって引き起こされる後天性免疫不全症候群）は、昭和 56(1981)年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあります。

我が国におけるエイズ患者数及び HIV 感染者数を合わせた年間新規報告数は平成 25(2013)年をピークとして減少傾向にありますが、エイズ患者や HIV 感染者に対する正しい知識や理解の不足から、多くの偏見や差別意識を生み、医療施設や介護施設における診療・入所拒否のほか、就職拒否や職場解雇など社会生活の様々な場面で人権問題が生じています。

○ 肝炎ウイルス感染者等

肝炎*は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気であり、肝炎患者の多くはB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因します。

これらの肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染するのですが、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐこと等が重要であり、これら以外の普段の生活の中において、B型肝炎やC型肝炎に感染することはありません。

しかし、肝炎ウイルスに関するこのような理解が十分ではなく、依然、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくありません。

○ ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、特効薬により完治が可能になりました。また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要はありません。令和 7(2025)年 4 月 1 日現在、ハンセン病療養所と関係施設への栃木県出身の入所者は、全国 2 つの療養所に 7 人（平均年齢 87 歳）となっており、全国における入所者は、5 月 1 日現在 639 人となっています。

療養所で生活している方々の多くは、既に治癒しているにもかかわらず、現在でも残る社会の偏見や差別、自身の高齢化、長期にわたる隔離による家族との関係断絶などの理由から、社会復帰が困難な状況にあります。

○ 新型インフルエンザ等の感染者等

世界的流行となった新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大とともに、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見や差別、ハラスメント等が、本県も含め全国的に問題となりました。

このことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、リスクコミュニケーション*の観点からも、県民等に対して十分説明し理解を得ながら、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の感染症についての偏見・差別を防止することが求められています。

感染症に対する理解不足に基づく偏見や差別を解消し、感染症患者等が安心して医療を受けることができ、自立した生活を送ることができる社会を実現していくことが求められています。

（3）施策の基本方向

① 偏見や差別意識解消のための教育・啓発の推進

ア エイズに関する正しい知識と理解の普及

エイズ患者・HIV感染者に対する誤解・偏見・差別の解消を図るため、「世界エイズデー」を中心に広報活動に取り組むほか、学校教育においては、児童生徒の発達の段階に即し、エイズについて正しい知識の普及を図ります。

イ 肝炎に関する正しい知識と理解の普及

肝炎ウイルスに感染している人や患者に対する差別や偏見をなくし、感染の拡大を防ぐことを目的に、「日本肝炎デー」を含む1週間を「肝臓週間」として正しい知識の普及を図ります。

ウ ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及

栃木県藤楓協会*とともに、ハンセン病の正しい知識の普及を図るための啓発活動や里帰り事業、交流事業に取り組みます。

偏見差別の解消に向けて、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた正しい知識の普及啓発については、「ハンセン病療養所入所者証言録」の活用、学校へのハンセン病関係書籍の送付等により引き続き実施していきます。また、元患者のご家族の方々への補償金の支給制度の普及に取り組みます。

エ 新型インフルエンザ等に関する正しい知識と理解の普及

感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別、ハラスメント等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発し、正しい知識と理解の普及に取り組みます。

② 相談・支援体制の整備

人権に配慮した治療体制の整備や適切な相談体制の充実を図ります。

8 犯罪被害者及びその家族

(1) これまでの動向

国の動向

年	動向等
昭和 56(1981)年	「犯罪被害者等給付金支給法」施行 ※現在、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改題
平成 12(2000)年	「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」制定 ※現在、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に改題
平成 16(2004)年	「犯罪被害者等基本法」制定
平成 17(2005)年	「犯罪被害者等基本計画」策定 ※平成 23(2011)年、平成 28(2016)年、令和 3(2021)年、令和 8(2026)年に改定
令和 5(2023)年	「刑法等の一部を改正する法律」施行 ※不同意性交等罪新設

県の動向

年	動向等
平成 22(2010)年	「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定 ※平成 28(2016)年、令和 3(2021)年、令和 8(2026)年改定
平成 27(2015)年	「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）」開設

(2) 現状と課題

犯罪被害者及びその家族は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材等によるストレス、不快感等の二次的被害に苦しんでいます。特に、性犯罪等被害者は、人としての尊厳を傷つけられたことにより、心身に深刻な影響を受けていることから、長年にわたり日常生活に支障を及ぼすことも少なくありません。また、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）に寄せられる相談件数も高止まりしています。

県内の犯罪認知件数は増加傾向にあり、依然として多くの県民が、思いもよらず犯罪等の被害者やその家族又は遺族となっており、誰もが犯罪被害者になり得るという認識を持って、社会全体として、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、その受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活を営んでいけるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが求められています。

(3) 施策の基本方向

① 犯罪被害者等のニーズに応じた対応

犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関が一体となり、犯罪被害者等の立場や多様なニーズを踏まえて適切に対応していく必要があるため、栃木県犯罪被害者等支援条例（以下条例という。）の趣旨を踏まえ、犯罪被害給付制度や栃木県犯罪被害者等見舞金制度等による経済的負担の軽減に資する支援や、犯罪被害者等が必要としている相談、捜査過程における配慮及び情報提供などを一層推進していきます。必

要に応じて、一時避難などによる安全確保や、精神科医や臨床心理士等の専門家によるカウンセリングによって精神的被害の回復への支援を図るなど、犯罪被害者のニーズに応じた対応をしていきます。

さらに、性犯罪、DVや児童虐待などの潜在化しやすい犯罪被害についても、関係機関・団体と協力しながら早期の発見や保護など、必要な支援に努めています。

② 犯罪被害者等の相談・支援体制の強化

条例の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、どの相談窓口が起点となっても途切れのない円滑な対応ができるよう、機関内及び多機関連携によるワンストップサービスを開始するとともに、関係職員に犯罪被害者等支援の意識向上・スキルアップを図るなど、支援体制の充実・強化を図っていきます。

また、犯罪被害者や家族をサポートするため、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている民間支援団体「公益社団法人被害者支援センターとちぎ*」と連携・協力して、きめ細かな支援活動を推進していきます。

性犯罪・性暴力被害者については、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）*」が相談に応じ、医療機関、関係機関と連携・協力し、少しでも早く心身が回復するように、必要な支援を行います。

学校教育においては、犯罪被害者等である児童生徒への理解を深めるとともに、相談活動の充実に努めます。

③ 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成

犯罪被害者等の支援については、県民一人ひとりが犯罪被害者等のおかれている現状を正しく理解することが必要です。

そのために、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養を目的としている「命の大切さを学ぶ教室」の開催をはじめ、条例の趣旨を踏まえた教育活動や各種広報啓発活動を通じ、犯罪被害者等支援の重要性を広く県民の中に浸透させ、犯罪被害者等が一日でも早く平穏な日常生活を取り戻し、安心して暮らしていくよう社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めています。

9 インターネットによる人権侵害

(1) これまでの動向

国の動向

年	動向等
平成 14(2002)年	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)施行 ※プロバイダ等の保有する発信者の情報の開示請求が可能となった。
平成 15(2003)年	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行
	「個人情報保護法」施行
平成 21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成 26(2014)年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ規制法)施行
令和 3(2021)年	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」(プロバイダ責任制限法の一部改正法)施行 ※新たな裁判手続(非訟手続)の創設、開示請求を行うことができる範囲の見直し
令和 4(2022)年	「刑法等の一部を改正する法律」施行 ※侮辱罪の法定刑引き上げ
令和 5(2023)年	「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」施行
令和 7(2025)年	「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)施行 ※大規模プラットフォーム事業者に対し、インターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化と運用状況の透明化

県の動向

年	動向等
平成 30(2018)年	「栃木県青少年健全育成条例」施行 ※令和 3(2021)年改正し自画撮り要求行為禁止

(2) 現状と課題

インターネットは、匿名で簡単に情報を発信できるという特性から、個人の名誉を傷つけたり、本人の同意なく住所や顔写真などのプライバシー情報を掲載したりするなどの問題が起きています。また、SNSや掲示板などでは、他人を誹謗中傷する投稿や、特定の民族・国籍の人々、あるいは部落差別(同和問題)に関する差別的な表現が見られるなど、人権に関わる深刻な課題となっています。

さらに、スマートフォンなどのインターネット接続機器の普及により、こどもたちのインターネット利用時間は増加傾向にあります。その結果、SNSを通じたいじめや児童ポルノといった犯罪被害、対人関係のトラブルなど、こどもが巻き込まれるさまざまな問題も発生しています。

県では、GIGAスクール構想*による1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備、各教科等におけるコンピュータ等を活用した学習の展開を進めていますが、情報活用能力やICTリテラシー*の育成と情報モラルの醸成を図るための教育の推進が課題となっています。

（3）施策の基本方向

① 情報モラルの醸成及び関係機関との連携

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとに、モラルをもってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。また、児童生徒に対しては、情報の収集・発信に関するルールやマナーを理解させ、情報モラルを醸成するための指導内容及び方法の充実を図ります。

さらに、個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報管理のために必要な措置をとること、ルールやマナーを守ること等についての啓発、指導の充実を図ります。

その上、インターネット上における差別的表現の流布や、現に掲載されてしまった人権を侵害する情報については、法務局や市町との連携により適切に対応していきます。

② 青少年のインターネット利用環境の整備

青少年のインターネット利用環境の整備を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的として設置された「栃木県青少年のためのインターネット利用環境づくり連絡協議会」を活用しながら、青少年やその保護者を対象とし、インターネット利用のルールづくりやインターネットリテラシー教育*等に関する広報啓発活動の展開を図ります。

ネットいじめや事件・犯罪被害等から児童生徒を守り、栃木県立学校（県立高等学校、県立高校附属中学校、県立特別支援学校）における有害サイト（非公式サイト）を早期発見・早期対応するために、有害サイトの検索・監視・削除依頼等に取り組みます。

③ 「生命（いのち）の安全教育」の推進

学校において、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育や性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

10 災害に伴う人権問題

(1) これまでの動向

国の動向

年	動向等
平成 7(1995)年	「災害対策基本法」改正 ※高齢者、障害者等の要配慮者への防災上の配慮
平成 17(2005)年	「防災基本計画」修正 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮
平成 25(2013)年	「災害対策基本法」改正 ※避難行動要支援者名簿の作成義務化
平成 25(2013)年	「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定
令和 2(2020)年	「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定
令和 3(2021)年	「災害対策基本法」改正 ※避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を努力義務化

県の動向

年	動向等
平成 8(1996)年	「地域防災計画」修正 ※高齢者、障害者等の要配慮者への防災上の配慮
平成 22(2010)年	「地域防災計画」修正 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮
平成 26(2014)年	「地域防災計画」修正 ※避難行動要支援者名簿の作成
平成 30(2018)年	「地域防災計画」修正 ※避難所案内板等の多言語化
令和 2(2020)年	「地域防災計画」修正 ※女性や子どもに対する暴力防止、外国人に対する防災・気象情報の多言語化
令和 3(2021)年	「地域防災計画」修正 ※男女共同参画の視点からの防災対策、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を努力義務化
令和 5(2023)年	「地域防災計画」修正 ※要配慮者への生活支援（アレルゲン除去食品・ミルクの備蓄推進、調達、調達のため関係機関への支援要請）
令和 6(2024)年	「地域防災計画」修正 ※避難所の環境改善、福祉医療体制の充実

(2) 現状と課題

令和元年 10 月の台風第 19 号では、県内 14 市町に特別警報が発令される記録的な豪雨となり、この災害において多くの方々が避難所生活を送ることとなりました。

近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、高齢者、障害者等、特別な配慮を要する人の安全かつ確実な避難を支援するとともに、これらに対応した避難所運営を支援していく必要があります。

また、防災や復旧・復興等の全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れ、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応を行うなど、今後は、災害時に、被災者一人ひとりの人権をいかに確保していくかが求められています。

(3) 施策の基本方向

災害時に、高齢者、障害者等、特別な配慮を要する人の安全かつ確実な避難を支援するため、市町において作成される避難行動要支援者名簿の定期的な見直しや個別避難計画の作成を支援していきます。また、市町が避難所運営マニュアルの点検ができるよう県において作成したガイドラインの周知を行います。

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に努めるとともに、自主防災組織などでリーダーとして活動する女性が増加するよう研修を実施します。

また、男女共同参画の視点を生かして避難所の運営等が行われるよう、平常時から市町等と情報交換を行うとともに、広く県民や防災関係団体に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知を行います。

11 性的マイノリティの人々

(1) これまでの動向

国の動向

年	動向等
平成 16(2004)年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※一定の要件を満たした場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。
平成 27(2015)年	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知発出
令和 2(2020)年	「労働施策総合推進法」改正 ※「パワーハラスメント防止のための指針」において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、性的指向・性自認等の機微な個人情報について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することをパワハラ該当例として明記
令和 5(2023)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国の理解の増進に関する法律」施行 ※地方公共団体の役割として、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努める」と明記

(2) 現状と課題

性的マイノリティの人々に対する偏見は、社会生活の様々な場面で人権侵害等の問題を発生させていることから、性的指向*及びジェンダーアイデンティティ*を理由とする偏見や差別をなくすことが必要です。

世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」は、新たな分類が令和4(2022)年に発効され、性同一性障害が「精神及び行動の障害」の分類から外れることとなり、現在、国において適用に向けた作業が進められています。

また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国の理解の増進に関する法律」が施行され、国において法律に規定する基本計画の策定に向けた検討が進められています。

(3) 施策の基本方向

性的マイノリティへの理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図るため、引き続き人権教育及び人権啓発を推進するとともに、当事者等の心情に寄り添った支援の充実等に取り組んでいきます。

また当事者の生きづらさの解消のため、引き続きパートナーシップ宣誓制度及び相談支援の充実や、企業等と連携した取組を実施していきます。

学校においては、性の多様性についての教職員の理解を深めるとともに、児童生徒一人ひとりを大切にした支援や相談体制の充実を図ります。

さらに、人権教育推進のための支援訪問等の研修機会を活用し、学校の要請に応じて性的マイノリティの理解促進や啓発に資する研修及び情報提供等を実施していきます。

12 その他の人権問題

① アイヌの人々

国の動向

年	動向等
平成 9(1997)年	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行
平成 26(2014)年	アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針 閣議決定
令和元(2019)年	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法) 施行

アイヌの人々は、独自の言語であるアイヌ語や伝統的儀式、特有のアイヌ文様など先住民族としての豊かな文化を発展させてきました。しかし、明治維新以降は政府の同化政策の影響もあり、独自の文化や伝統などが失われつつあります。

アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ文化を維持し、アイヌの人々の尊厳を尊重することが必要です。

② 刑を終えて出所した人及びその家族

国の動向

年	動向等
平成 28(2016)年	「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止法)
平成 29(2017)年	「再犯防止推進計画」策定
令和 5(2023)年	「第二次再犯防止推進計画」策定

県の動向

年	動向等
令和 2(2020)年	「栃木県再犯防止推進計画」策定 ※令和 7(2025)年改定

刑を終えて出所した人等については、更生のための処遇を受けて社会で再出発しようとする同じ社会の一員であることに何ら変わりはありませんが、刑を終えて出所した人等のみならず、その家族に対する根強い偏見があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難であるなどの問題が起きています。

刑を終えて出所した人等が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。

なお、高齢又は障害者であるため福祉的支援を必要とする出所予定の人に対しては、出所後の福祉サービスの申請支援等を行う「地域生活定着支援事業」により必要な支援を行っていきます。

③ ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

ホームレスと地域社会との間にあつれきが生じたり、ホームレスに対する嫌がらせや暴力などが発生したりしています。

ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別をなくすことが必要です。

また、生活困窮者は、病気で働けない、引きこもりである、負債を抱えているなどの複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないという状況にあります。

このような方々を、訪問支援などにより相談窓口につなげ、その方の状態に応じた包括的な支援を行うことにより、経済的な自立のみならず、日常生活や社会生活における自立も目指していきます。

④ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

国の動向

年	動向等
平成 15(2003)年	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
平成 18(2006)年	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ※平成 19(2007)年改正

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

本県関係者にも、拉致の可能性を排除出来ない事案に係る方が存在していることから、国と一体となって拉致問題等についての国民世論の啓発を図り、課題解決に向けた国民全体の運動であるとの認識を深めるための取組を行っていきます。

⑤ 働く人の人権問題

国際社会の動向

年	動向等
令和元(2019)年	「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」採択

国の動向

年	動向等
平成 29(2017)年	「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」改正
平成 31(2019)年	「働き方改革関連法」成立
令和元(2019)年	「労働施策総合推進法」等の改正 ※令和2(2020)年、令和4(2022)年、令和5(2023)年、令和7(2025)年改正

県の動向

年	動向等
令和 8(2026)年	「栃木県カスタマーハラスメント防止条例」(策定中)施行

長時間労働や過重労働、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の各種ハラスメントが問題となっています。

県では、国と連携して、労働相談や企業等への周知啓発に取り組むとともに、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

また近年問題となっているカスタマーハラスメントについて、条例の策定を行い、防止対策を推進します。

これらの人権問題や今後、社会環境の変化等に伴い、新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めます。

第4章 計画の推進

1 県の推進組織

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して設置された県の全庁的組織である「栃木県人権施策推進本部*」のもと、緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な関係施策の推進に努めます。

また、各部局においては、この基本計画を十分に踏まえ、施策を推進します。

2 国及び市町との連携

人権施策の推進に当たっては、国・県・市町がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

このため、法務省（宇都宮地方法務局）や栃木県人権擁護委員連合会等で構成する「栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会*」のもと、人権啓発活動にかかる機関と連携・協力し、人権啓発活動を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい人権啓発活動を行うため、市町に対して人権教育及び人権啓発に関する情報提供や助言等を行うとともに、市町が実施する取組を積極的に支援します。

3 企業・団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、行政だけではなく、県民や企業、団体、マスメディア、N P O、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

特に、栃木県人権教育・啓発推進県民運動*の推進母体として、各種民間団体や行政機関等で構成される「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」などを通じて、企業・団体等との連携を図るとともに、その主体的な取組を支援します。

4 計画のフォローアップ

この基本計画に基づく各種施策の推進状況については、毎年度「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」などにおいて検証を行い、その結果を施策の更なる推進に反映するよう努めます。

用語解説（50音順）

〔あ行〕

○ I C T リテラシー

I C T（情報通信技術）の活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力まで含む概念をいいます。

○ アダルトビデオ出演被害・J Kビジネス問題

本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要されたり、「J K」（女子高校生の略）などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には、性的なサービスを客に提供させたりする、若年層が性的な暴力の被害に遭う問題をいいます。

○ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのことです。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。

○ いじめ・不登校等対策チーム

全教育事務所に配置している担当指導主事、スクールソーシャルワーカーによるチームが学校訪問をしながら、学校支援を行うとともに、専用電話による電話相談を行います。

なお、スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家を指します。

○ インクルーシブ教育システム

障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。

○ インターネットリテラシー教育

インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断・運用できる能力を備えさせるための教育をいいます。

○ H I V 感染者／エイズ

H I V（ヒト免疫不全ウイルス Human Immuno-deficiency Virus）感染者は、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群A I D S：Acquired Immuno-deficiency Syndrome）を発症していない状態のことです。

エイズは、H I Vに感染することで生体の免疫機能が破壊され、感染症等のさまざまな病気を発症する状態です。H I V感染による免疫力の低下はゆっくりと進行し、エイズの発症までには10年以上かかるといわれています。近年、様々な治療薬が開発され、早期発見及び適切な服薬により、エイズ発症を予防することが可能になっています。

なお、H I V治療を受け、血液中のウイルス量が検査で検出できない程度に最低6か月以上継続的に抑えられているH I V陽性者からは、性行為によってH I Vが感染することはありません。この状態を「U=U（Undetectable：検出限界値未満＝Untransmittable：H I V感染しない）」といいます。

○ えせ同和行為

「同和問題は怖い問題であり、避けた方がよい」という誤った意識に乘じ、同和問題の解決を口実に企業や団体、行政機関等に不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。

えせ同和行為の横行は、企業や団体、行政機関等における被害のみならず、同和問題の解決をめざして真摯に取り組んできた人々などに対するイメージを著しく損ね、これまで積み重ねてきた教育と啓発の効果を一挙に覆し、心理的な差別解消を阻害する大きな原因となっています。

○ L G B T

女性の同性愛を表すLesbian（レズビアン）、男性の同性愛を表すGay（ゲイ）、両性愛を表すBisexual（バイセクシュアル）、「からだの性」と「心の性」の不一致等を意味するTransgender（トランスジェンダー）の頭文字をとった言葉です。

〔か行〕

○ カスタマーハラスメント(カスハラ)

職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らし合わせて社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害する行為のことです。

○ 学校生活適応支援員

教職経験者や青少年団体指導者などの地域人材を小学校に配置し、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を推進するとともに学習意欲の向上に向けた相談・指導・支援に当たっています。

○ 肝炎

肝臓の細胞が壊れてしまった状態が、肝炎です。

肝炎には、原因により、ウイルス性（A型、B型、C型、D型、E型など）、薬物性、アルコール性、自己免疫性などの種類があり、このうち、ウイルス性肝炎は、肝炎ウイルスに感染することによって起こります。

○ G I G A(ぎが)スクール構想

多様なこどもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現することを目的に、文部科学省が進めている1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する教育ICT環境の構築のことをいいます。

○ グループホーム

障害者に対して主として夜間に共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。障害者総合支援法で共同生活援助として障害福祉サービスに位置づけられています。

○ 高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管疾患の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害及び社会的行動障害などの認知障害を呈する障害です。身体障害を伴わない

場合も多く、外見上その障害がわかりにくいことから、周囲の理解が得られにくく、日常生活や社会生活上の困難を有しています。

○ 公正な採用選考システム

同和問題など人権問題についての正しい理解と認識のもとに、職業選択の自由及び就職の機会均等を確保するため、栃木労働局が、常時使用する従業員数100人以上の事業所に対して「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を勧奨するなど公正な採用の実現を目指すものです。

○ 高齢者虐待防止ネットワーク

虐待の早期発見やケースマネジメント等を円滑に実施するため、地域包括支援センター等が中心となり、ケアマネジヤーやホームヘルパー等の介護サービス事業者、社会福祉施設、医療機関、警察、地域の民生委員などが連携・協力を図ることです。

高齢者虐待に関する相談・通報に対し、ネットワーク機能を活かし、実態把握や支援の検討、サービス介入、さらなる虐待の防止策の検討などを行います。

〔さ行〕

○ 持続可能な開発目標（S D G s :

Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標のことです。より良い世界を目指すために達成すべき17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

○ 児童憲章

国民全体の責任で、すべてのこどもたちが健やかに育ち、幸せに生きていくことができるようという趣旨から生まれた憲章です。こどもの持つ権利を宣言し、それに対する社会の責任と義務をうたっています。こどもの福祉を願う国民の道徳的規範を示すものとして、児童憲章制定会議で制定しました。

○ 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

平成元（1989）年11月の第44回国連総会で採択され、平成2（1990）年9月2日、発効しました。18歳未満のすべての者を対象とし、生きる権利（第6

条)、名前と国籍を持つ権利(第7条)、親と同居しその保護を受ける権利(第9条)、自己の見解をまとめうる子どもの意見表明の権利(第12条)などで構成されています。令和7(2025)年3月現在の締約国数は196で、日本は平成6(1990)年4月22日に批准し、同年5月22日に発効しました。

○ 社会的障壁

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいいます。

例としては、街なかの段差(車いすを使っている人は進めなくなります)、漢字ばかりの書類(理解しづらい人がいます)、障害のある人に対する理解不足から生じる偏見など様々です。

○ 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

平成18(2006)年12月に第61回国連総会で採択され、平成20(2008)年5月3日、発効しました。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定しています。

日本は平成19(2007)年9月28日に署名し、その後障害者差別解消法の成立など様々な制度改革を行い、平成26(2014)年1月20日に批准しました。

○ 女性相談支援センター(旧婦人相談所)

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第9条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されており、配偶者からの暴力の被害を受けた女性を含め、困難な問題を抱える女性に関する様々な相談に応じています。

配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとしても位置付けられています。

○ 人権という普遍的文化

「人権教育のための国連10年」の活動は、冷戦構造崩壊後、世界秩序の一つとなった人権を特別なものではなく、地球上のどこにおいても尊重される社会規範にしようと実施されており、人権教育の目的として「人権という

普遍的文化」の構築を掲げているところに大きな特徴があります。

人権という普遍的文化の構築とは、人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化(人権文化)として創造していくことです。

○ スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医など、児童生徒の臨床心理に関する高度に専門的な知識・経験を有する者を中学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行います。

○ 性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念のことです。

○ 性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことです。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、性愛の対象が同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、性愛の対象が男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。

○ 性的マイノリティ

性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない人などをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

○ 成年後見制度

自分の財産の管理や病院、福祉施設等への入退所についての契約を行うことが困難であるなど、判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など)を保護し支援する制度です。

この制度には、本人や本人の家族等の申し立てによって、成年後見人、保佐人、補助人を家庭裁判所が選ぶ「法定後見制度」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選んでおく「任意後見制度」があります。

○ 世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）

昭和 23(1948)年 12 月の第 3 回国連総会において採択された人権宣言です。基本的人権を確保するため「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。

法的な拘束力を持つものではありませんが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進し、その後の各国の憲法や人権条約に強い影響力を与えています。

なお、採択された 12 月 10 日は、「世界人権デー」とされ、我が国では、「世界人権デー」を最終日とする 1 週間（12 月 4 日から 12 月 10 日まで）を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

○ セクシュアルハラスメント（セクハラ）

性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたいため、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

○ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

インターネット上でコミュニティを形成し、利用者同士が様々な形でコミュニケーションできる会員サービスのことで、人ととの情報伝達を促進、支援するサービスのことです。

〔た行〕

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

○ 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフを配置し、相談や支援に応じます。運営は、市町村または市町村から委託さ

れた法人（老人介護支援センターの設置者の他、社会福祉法人や医療法人等の厚生労働省令で定められた法人）が行います。

○ デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的な暴力のことです。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれます。

○ 特別支援教育

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

○ とちぎ外国人材活用促進協議会

令和元(2019)年 6 月 3 日に設立し、県内企業や事業者等による外国人材の適切な活用を促進するとともに、外国人材の受け入れに伴う諸課題についての検討や情報を共有しています。

○ とちぎ外国人材受入支援センター

令和 7 (2025)年 4 月 1 日から、既存の外国人材コーディネーター 1 名に加えて外国人材受入支援コンシェルジュを新たに 2 名配置し、県内企業等の外国人材活用に係る相談、人材確保・定着支援、及び国の制度変革に係る理解促進などを総合的に支援しています。

○ とちぎ外国人相談サポートセンター

県内に住む外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語により情報提供及び相談対応を行う一元的な窓口で、平成 31(2019)年 4 月 19 日に開設しました。現在 11 言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ネパール語、タイ語、シンハラ語、インドネシア語）に対応しています。

○ 栃木県人権教育・啓発推進県民運動

同和問題をはじめとする各種人権問題が、県民的な問題として認識されるよう全県民の意識の高揚を図る運動をいいます。特に8月を強調月間、12月4日から10日の人権週間の期間を強調週間と定め、集中的に啓発活動を実施しています。

この運動の推進母体として各種民間団体、行政機関等で構成する「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」を設置しています。

○ 栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会

栃木県内に所在する人権啓発活動にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成12年7月に設立され、事務局は、宇都宮地方法務局人権擁護課内に置いています。

○ 栃木県人権施策推進本部

栃木県人権尊重の社会づくり条例の施行に伴い、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため知事を本部長とし、知事部局、教育委員会、警察本部からなる全庁的組織として平成15年7月に設置しました。

○ 栃木県藤楓協会

栃木県出身者のハンセン病の患者であった者に対する支援とハンセン病に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、療養所の入所者との交流事業や普及啓発事業などを実施する団体です。

○ とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）

性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援するための相談窓口で、性別・年齢にかかわらず相談できます。

被害者は、できるだけ早い段階で適切なケアを受けることが必要であることから、被害者のニーズに応じて、関係機関・団体と連携して対応するなど、少しでも早く被害者の心身が回復するよう必要な支援を行います。

○ とちぎの子ども育成憲章

とちぎのこどもたちを健やかに育成していく上での大人的責任と自覚を促し、一人ひとりが実践していくための基本理念や行動指針を示した憲章として、平成22年2月、栃木県が制定しました。

憲章の前文には目指すこども像と育成に関わる決意を示し、5つの条文にはこどもたちを健全に育てていくために大人が具体的に取り組む姿勢を分かりやすく示しています。

○ ドメスティックバイオレンス（D V : Domestic Violence）

配偶者やパートナーなど、親しい間柄にある者又はあつた者からの暴力を指し、被害者的人権を著しく侵害する行為のことです。

身体的暴力のほか精神的暴力、性的暴力（セックスの強要など）等、心身に有害な影響を及ぼす言動も含んだ意味で使われており、被害者の多くは女性です。

〔な行〕

○ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活を送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類の預かり等のサービスを提供する事業です。

本県では、社会福祉協議会が運営する「とちぎ権利擁護センター（愛称：あすでらす）」が実施しています。

○ 認知症

大人になる過程で身に付けてきた記憶、判断、言語などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより次第に低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていくものです。

従来長く用いられてきた「痴呆」という用語は、侮蔑的な表現である上に、「痴呆」の病態を正確に表しておらず、早期発見・早期診断等の取組の障害となっているなどの理由から、厚生労働省の検討会が平成16年12月に出した報告書を受けて、「認知症」に替えられました。

- **ノーマライゼーション**
障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること、さらに障害のある人もない人も共に生きる社会が本来の社会であり、そのような社会づくりを目指していくこと、という考え方のことです。

〔は行〕

- **配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者等との相談、被害者の医学的又は心理学的な指導、被害者及びその同伴する家族の一時保護、被害者の自立促進のための情報の提供などを行う施設のことです。

現在、県内では、「とちぎ男女共同参画センター」が同センターの機能を担っています。なお、D V法改正により、市町村でも設置することが努力義務となり、宇都宮市、日光市、小山市、栃木市に設置されています。

- **発達障害**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

- ・**広汎性発達障害（P D D）**

一般に自閉症及び自閉症に近似した特徴を示す発達障害の総称として用いられる障害概念です。

- ・**自閉症**

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害です。

- ・**アスペルガー症候群**

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものです。

- ・**高機能自閉症**

自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

- ・**学習障害（L D）**

基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をいいます。

- ・**注意欠陥多動性障害（A D H D）**

年齢や発達に不釣り合いな注意力、あるいは衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

- **バリアフリー**

障害のある人にとって社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、障害をもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

- **パワーハラスメント**

仕事上の立場を利用し、執拗な叱責や陰湿ないじめを繰り返し、相手を精神的に追い込んでいくことです。上司と部下、発注業者と請負業者、正社員と契約・派遣社員などの間で発生することが多いといわれています。

- **ハンセン病**

ハンセン病は、ノルウェーの医師ハンセンが明治6（1873）年に発見した「らい菌」によって起こる慢性の感染症です。感染し発病すると、皮膚の表面にこぶや斑紋などが生じ知覚が鈍るなど、皮膚と末梢神経の病気です。

ただし、らい菌はとても感染力が弱いため、乳幼児などの免疫力の弱い人が濃厚に接触する以外にほとんど感染することなく、また、発病することはまれです。なお、遺伝することはありません。

抗生素質を内服することで確実に治療することができ、早期発見し治療をすれば後遺症も全く残りません。複数の抗生素質を併用する多剤併用療法を行えば、数日間で「らい菌」は感染力を失います。

- **被害者支援センターとちぎ（公益社団法人）**

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的に設立された団体です。平成17(2005)年7月1日から業務を開始しました。また、平成21(2009)年7月には栃木県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、これまでの電話・面接相談や法廷・病院等への付き添い、広報・啓発活動といった主な

活動に加え、警察からの情報提供により、被害直後の犯罪被害者等への支援活動を展開しています。

○ **ホームレス**

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のことです。

〔ま行〕

○ **マタニティハラスメント（マタハラ）**

妊娠、出産、育児休業などを理由として、女性労働者に対して解雇、雇い止め、降格などの不利益な取扱いを行うことです。

〔や行〕

○ **ユニバーサルデザイン**

全ての人にとって使いやすいように意図して作られた製品や空間、サービスをデザインすることです。

○ **要保護児童対策地域協議会**

虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を行うため、関係機関が情報交換や支援内容について協議を行うための場として市町村が設置するもので、平成 16(2004)年の児童福祉法の改正で法的に位置づけられました。

〔ら行〕

○ **リスクコミュニケーション**

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというものです。関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取が双方向性のあるものですが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれています。

○ **隣保館(りんぽかん)**

社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

人権関係年表

	国際状況	国内状況	県内状況
昭和 21 (1946) 年		「日本国憲法」公布	
昭和 22 (1947) 年		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
昭和 23 (1948) 年	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
昭和 24 (1949) 年	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
昭和 25 (1950) 年		「身体障害者福祉法」施行 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「生活保護法」施行	
昭和 26 (1951) 年	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行	
昭和 27 (1952) 年	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行	
昭和 33 (1958) 年		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准	
昭和 34 (1959) 年	「児童の権利に関する宣言」採択		
昭和 35 (1960) 年		「知的障害者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	
昭和 38 (1963) 年		「老人福祉法」施行	
昭和 40 (1965) 年	「人種差別撤廃条約」採択	「同和対策審議会答申」提出	
昭和 41 (1966) 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択		
昭和 42 (1967) 年	「難民の地位に関する議定書」採択		
昭和 43 (1968) 年	国際人権年第 1 回世界人権会議		
昭和 44 (1969) 年		「同和対策事業特別措置法」施行	
昭和 45 (1970) 年	国際教育年	「障害者基本法」施行	
昭和 46 (1971) 年	人種差別と闘う国際年 「精神薄弱者の権利宣言」採択	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行	
昭和 47 (1972) 年		「男女雇用機会均等法」施行	
昭和 48 (1973) 年	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		
昭和 50 (1975) 年	国際女性年 「障害者の権利に関する宣言」採択		
昭和 51 (1976) 年	「国連婦人の 10 年 (1976~1985)」		
昭和 52 (1977) 年			「栃木県青少年健全育成条例」施行
昭和 54 (1979) 年	国際児童年 「女子差別撤廃条約」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
昭和 56 (1981) 年	国際障害者年	「難民条約」加入 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行	
昭和 57 (1982) 年	「高齢化に関する国際行動計画」採択	「地域改善対策特別措置法」施行	
昭和 58 (1983) 年	「国連障害者の 10 年 (1983~1992)」		
昭和 59 (1984) 年	「拷問禁止条約」採択		
昭和 60 (1985) 年	国際青年年	「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 (1986) 年	国際平和年 「発展の権利に関する宣言」採択		
昭和 62 (1987) 年		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法) 施行	
平成元 (1989) 年	「子どもの権利条約」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 2 選択議定書 (死刑廃止)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	
平成 2 (1990) 年	国際識字年 「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択		
平成 3 (1991) 年	「高齢者のための国連原則」採択		
平成 4 (1992) 年		「地対財特法の一部を改正する法律」施行 「育児・介護休業法」施行	
平成 5 (1993) 年	世界の先住民の国際年 「アジア太平洋障害者の 10 年 (1993~2002)」 世界人権会議開催 (ウイーン) 「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「障害者基本法」「心身障害者対策基本法」(改正)」施行	「障害者福祉に関する新長期行動計画 (とちぎ障害者福祉プラン)」策定
平成 6 (1994) 年	「世界の先住民の国際の 10 年 (1994~2004)」	「子どもの権利条約」批准 「ハートビル法」施行	「栃木県高齢対策推進計画二期計画」策定
平成 7 (1995) 年	「人権教育のための国連 10 年 (1995~2004)」 「第 4 回世界女性会議」で「北京宣言及び行動要領」採択	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置	
平成 8 (1996) 年		「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基	

本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申			
平成 9（1997）年		「人権擁護施策推進法」施行 「地対財特法の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定 「人権擁護施策推進審議会」設置	
平成 11（1999）年	国際高齢者年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「拷問禁止条約」加入 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申	「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」施行
平成 12（2000）年	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童買春、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「介護保険法」施行 「交通パリアフリー法」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育・啓発推進法」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	「栃木県高齢対策推進計画三期計画（はづらつプラン 21）」策定
平成 13（2001）年	「世界の子どもたちのための平和と文化と非暴力のための国際の 10 年」（2001～2010）	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」策定 「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申 「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会答申	「栃木県総合計画とちぎ 21 プラン」策定「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について（意見具申）」提出 「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」策定 「栃木県人権教育基本方針」決定 「とちぎ男女共同参画プラン」策定 「とちぎ青少年プラン」策定 「とちぎ 21 世紀国際化推進プラン」策定 「とちぎ子どもプラン」策定
平成 14（2002）年		「プロバイダー責任制限法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	
平成 15（2003）年	「国連識字の 10 年（2003～2012）」 「新アジア太平洋障害者の 10 年（2003～2012）」	「個人情報保護法」制定 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	「栃木県人権尊重の社会づくり条例」施行 「栃木県男女共同参画推進条例」施行 「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン 21）」策定 「栃木県高齢者保健福祉計画（はづらつプラン 21 二期計画）」策定 「栃木県人権施策推進審議会」設置 「栃木県人権施策推進本部」設置
平成 16（2004）年		「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	
平成 17（2005）年		「犯罪被害者等基本法」施行	「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「栃木県次世代育成支援対策行動計画」策定
平成 18（2006）年	「障害者の権利に関する条約」及びその「選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行	「栃木県総合計画とちぎ元気プラン」策定 「栃木県人権施策推進基本計画」策定 「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」策定 「栃木県高齢者保健福祉計画（はづらつプラン 21（三期計画））」策定 「とちぎ青少年プラン」策定 「とちぎ国際化推進プラン」策定
平成 19（2007）年	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択		
平成 21（2009）年		「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」批准 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「栃木県高齢者支援計画（はづらつプラン 21（四期計画））」策定 「新とちぎ障害者プラン 21」策定
平成 22（2010）年	「世界肝炎デー」（7月 28 日）制定	「子ども・若者育成支援推進法」施行 「肝炎対策基本法」施行	「栃木県次世代育成支援対策行動計画（とちぎ子育て支援プラン）後期計画」策定 「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定 「とちぎの子ども育成憲章」制定
平成 23（2011）年	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「肝炎対策基本方針」策定	
平成 24（2012）年		「障害者虐待防止法」施行 「日本肝炎デー」（7月 28 日）制定 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次改定）」策定 「栃木県高齢者支援計画（はづらつプラン 21（五期計画））」策定
平成 25（2013）年	「第3次アジア太平洋障害者の 10 年（2013～2022）」	「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者総合支援法」施行	

平成 26 (2014) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	「栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例」施行 「栃木県いじめ問題対策委員会条例」施行 「栃木県いじめ再調査委員会条例」施行
平成 27 (2015) 年	「持続可能な開発目標」(SDGs)採択	「子ども・子育て支援法」施行	「とちぎ子ども・子育て支援プラン」策定 「栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン 21 (六期計画))」策定 「とちぎ障害者プラン 21 (2015~2020) 」策定
平成 28 (2016) 年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「障害者差別解消法」施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行 「再犯防止法」施行	「栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」」策定 「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」策定 「とちぎ男女共同参画プラン(4期計画)」策定 「とちぎ青少年プラン 2016~2020」策定 「栃木県地域福祉支援計画(第3期)」策定 「とちぎ国際化推進プラン (2016~2020) 」策定 「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定 「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定 「栃木県障害者差別解消推進条例」施行
平成 29(2017)年		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次改定)」策定
平成 30(2018)年		「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行	「栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン 21 (七期計画))」策定 「栃木県障害福祉計画(第5期計画)・栃木県障害児福祉計画(第1期計画)」策定 「栃木県青少年健全育成条例」施行
令和元(2019)年	「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」採択	「アイヌ施策推進法」施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「働き方改革関連法」成立 「労働施策総合推進法」等の改正	「とちぎの子ども・子育て支援条例」施行
令和 2 (2020)年		「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 「労働施策総合推進法」改正	「栃木県再犯防止推進計画」策定 「とちぎ子ども・子育て支援プラン(2期計画)」策定 「栃木県社会的養育推進計画」策定 「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」
令和 3 (2021)年	「世界エイズ戦略 2021~2026」策定	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 「障害者差別解消法」改正	「栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」」策定 「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」策定 「とちぎ青少年プラン 2021~2025」策定 「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」策定 「栃木県地域福祉支援計画(第4期)」策定 「栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン 21 (八期計画))」策定 「とちぎ障害者プラン 21 (2021~2023) 」策定 「栃木県障害福祉計画(第6期計画)・栃木県障害児福祉計画(第2期計画)」策定 「とちぎ国際戦略～世界から選ばれるとちぎ～」策定 「栃木県犯罪被害者等支援条例」施行 「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定
令和 4 (2022)年	国連の障害者権利委員会による第1回政府報告対面審査	「AV出演被害防止・救済法」施行 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」策定 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定 「刑法等の一部を改正する法律」施行	
令和 5 (2023)年		「こども基本法」施行 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 「第二次再犯防止推進計画」策定	「栃木県ケアラー支援条例」施行
令和 6 (2024)年		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」策定 「認知症施策推進基本計画」策定 「改正障害者差別解消法」施行 「技能実習制度」に代わる制度として「育成就労制度」創設 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」施行 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定 「防災基本計画」修正	「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定 「栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン 21) (九期計画) 」策定 「改正栃木県障害者差別解消推進条例」施行 「地域防災計画」修正 「栃木県ケアラー支援推進計画」策定
令和 7 (2025)年		「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」策定 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法) 施行	「とちぎ外国人材受入支援センター」開設 「栃木県こどもまんなか推進プラン」策定 「第2次栃木県再犯防止推進計画」策定
令和 8 (2026)年			「栃木県重点戦略」」策定中 「栃木県人権施策推進基本計画(2026~2035)」策定中 「次期国際戦略」策定中 「栃木県カスタマーハラスメント防止条例」施行(策定中)

参考資料

世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国連総会において採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらか

の主権制限の下にあると問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉と信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各國の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの國をも立ち去り、及び自國に歸る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他國に避難することを求める、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は國際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び國の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求める、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならぬ。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべて

の国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

日本国憲法（抄）

公布 昭和 21 年 1 月 3 日
施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条〔基本的人権の享有〕 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条〔個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉〕 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条〔法の下の平等、貴族の禁止、栄典〕 ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第 19 条〔思想及び良心の自由〕 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条〔宗教の自由〕 ①宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条〔集会・結社・表現の自由、通信の秘密〕 ①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条〔居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由〕 ①何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条〔学問の自由〕 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕 ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第 25 条〔生存権、社会的使命〕 ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条〔教育を受ける権利、教育の義務〕 ①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条〔勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止〕 ①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条〔基本的人権の本質〕 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 1 条〔目的〕

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第 2 条〔定義〕

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第 3 条〔基本理念〕

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及

び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第 4 条〔国の責務〕

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 5 条〔地方公共団体の責務〕

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第 6 条〔国民の責務〕

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第 7 条〔基本計画の策定〕

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第 8 条〔年次報告〕

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条〔財政上の措置〕

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

第1条〔施行期日〕

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後

に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

第2条〔見直し〕

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人の権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

栃木県人権尊重の社会づくり条例

平成15年3月18日栃木県条例第2号

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち1人1人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(県民の責務)

第3条 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町村との協力)

第4条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第5条 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
- (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(栃木県人権施策推進審議会)

- 第6条 前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることがある。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。

(平30条例10・一部改正)

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 略

附 則(平成30年条例第10号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 略

栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

平成17年3月決定

1 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

(1) 人権尊重の社会づくりに関する施策の基本理念

栃木県が推進する人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本理念は、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな栃木県をつくることです。この基本理念を踏まえ、次に掲げる社会の実現を目指し、国や市町村、県民と連携・協力して人権施策を総合的に推進します。

- ・ 一人一人がかけがえのない存在として尊重され、偏見や差別のないところ
- ・ 誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができるところ
- ・ 一人一人の違いを豊かさとして認め合い、共生できるところ

(2) 人権施策に関する基本的方向

栃木県人権尊重の社会づくり条例の趣旨を踏まえ、各種の人権施策を総合的に推進します。

県の施策の基本的な柱は、人権意識の高揚を図ることにあり、その推進に当たっては、人権教育及び人権啓発さらには、相談・支援に関する取組方向を示した計画を定め、積極的かつ効果的な推進を図ります。

2 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

県民一人一人の人権意識の高揚を図るために、人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得できるよう人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

(1) 多様な機会の提供

人権教育及び人権啓発は、広く県民を対象に実施する必要があるので、家庭、地域、学校、職域その他様々な場と機会を通じて、その手法にも配慮しながら効果的かつ継続的に実施していきます。

(2) 実施主体間の連携

国、県、市町村、学校、社会教育施設など様々な実施主体が関わる人権教育及び人権啓発を一層効果的かつ総合的に推進していくため、実施主体間を繋ぐ横断的なネットワークを充実するなど、連携・協力関係の強化を図ります。

(3) 自主性の尊重

人権教育及び人権啓発は、県民一人一人の心の在り方に深く関わる問題であることから、県民の自主性を尊重しつつ、正しい理解を得られるよう配慮します。

(4) 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育及び人権啓発

行政職員、教職員・社会教育関係者、警察職員、消防職員、医療・福祉関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対する、より一層の人権教育及び人権啓発に努めます。

3 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等のほか様々な人権問題は、個人の尊重と法の下の平等という普遍的な視点からも重要な課題です。これら重要課題に関する人権施策は、基本的には、それぞれの個別法や個別計画等を踏まえて実施されるものですが、共通する基本施策である人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に対する相談・支援については、次のとおり推進することとします。

(1) 人権教育及び人権啓発

様々な人権課題に対する偏見や差別等の人権侵害については、これらを生み出してきた背景や問題の現状などを正しく理解し、誤った考え方が改められるよう、人権教育及び人権啓発に取り組みます。

(2) 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、県においては個別課題ごとに相談窓口や保護機関を設けて引き続き対応していきます。具体的には、個別課題ごとに設置している相談機関がそれぞれに専門性をもって、適切に対応するとともに、関係機関の連携を強化するなど相談・支援体制の充実を図っていきます。

4 推進体制

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現には、県及び国、市町村、県民がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取組を主体的に実施していくことが重要であり、そうした観点から推進体制の充実を図っていく必要があります。

(1) 県庁内体制

全庁的に組織された「栃木県人権施策推進本部」を中心として、総合的かつ効果的な人権施策の推進を図ります。

(2) 国、市町村等との連携

県の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体との連携強化に努めます。また、県民や企業等との連携・協働を図ることによって、人権施策の充実を図ります。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会

平成13年11月6日決定

平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。

2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。

3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。

4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。

5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。

6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。